

生化学部非常勤職員（期間業務職員）の公募について

1. 職名

研究補助員（または研究助手） 2名

2. 業務内容

当所生化学部は、業務関連物資（医薬品、食品、環境化学物質）の生化学的試験及びこれに必要な研究として、遺伝子改変技術を用いて作製された食品等に対する検査法や評価手法の開発、食物アレルギーに関する評価技術に関する研究、食物アレルゲンの検査法の開発等の業務を行っている。

今回募集する非常勤職員は、遺伝子改変などバイオテクノロジー技術を応用した食品等をはじめとして、広く食品や食品添加物の安全性、特に、ゲノムや遺伝子発現解析を通じて遺伝子改変技術の細胞や動物に与える影響のほか、これら食品等の毒性・アレルゲン性に関する基盤的研究、並びに、アレルゲンデータベースの更新など管理に関する業務を職員と協力して行う予定である。

3. 応募資格

- (1) 生物、医学、農学系研究領域等の大学院修士課程、またはそれ以上を修了した者
- (2) 生化学・分子生物学に関する十分な知識を有すること
- (3) 担当業務に必要な、クローニング、遺伝子発現解析、FACS等の実務経験があり、研究に関する実績を有することが望ましい。また、動物実験を行うことができること
- (4) 上記分野の文献等を理解するのに必要な英語力を有していること
Microsoft office など汎用ソフトについて十分な使用経験があること
- (5) 国立研究所の責務と厚生労働行政の支援について理解していること

4. 勤務時間等

月～金曜日まで 9:00～17:45

（他に、8:30～17:15、8:45～17:30、9:15～18:00、9:30～18:15 の設定有り）

5. 給与

日給（時給）8,080～14,030（学歴・職歴により決定）

賞与（年2回）、交通費の支給あり

※日給額については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。また、通勤手当・期末手当・勤勉手当・超過勤務手当等の各手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算定した額を支給します。なお、任期中に同法及び同規則が改正され俸給額・手当額の改定が行われる場合については、日給額及び手当に相当する額についても変更する場合があります。

6. 社会保険等

健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用されます。

7. 提出書類

- (1) 履歴書（所定の履歴書もしくはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降を記入し、6ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること）※所定の履歴書は弊所ホームページからダウンロード下さい。【<http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>】
- (2) 現在までの業務概要（A4用紙1～2枚程度）
- (3) 志望理由書（様式自由）
- (4) 卒業（修了）証明書（写し）

※応募書類につきましては返却いたしませんので、予めご了承ください。（当方で責任を持って廃棄いたします。）

8. 応募締切日

令和3年2月26日必着・締切日厳守

9. 選考採用試験

- (1) 書類選考 随時
- (2) 面接試験 随時

10. 任用予定年月日

令和3年4月1日～令和4年3月31日（但し、その後は勤務成績に応じ、最長2年間再採用可能）採用日については事情により応相談

11. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番26号
国立医薬品食品衛生研究所生化学部 近藤一成 宛

応募書類の封筒には「生化学部非常勤職員応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送または持参すること。

12. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 （担当者：近藤一成）
電話：代表 044-270-6581
E-mail：kondo@nihs.go.jp